

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
53	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

## 公表日

令和6年3月26日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の内容	<p><b>【事務全体の概要】</b>          令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付け府政経運第423号)及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付け府政経運第280号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。          令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱(令和5年6月20日付け5川健庶第471号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金を支給する。</p> <p>(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)          様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。          (給付の対象となる世帯)          1 住民税非課税世帯(※1)          給付ごとの基準日(※2)において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度(※3)分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書等を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く(※1④を除く)。          ※1:①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付、④3万円の現金給付          ※2:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日          ※3:①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度、④令和5年度          2 家計急変世帯(①令和4年9月申請分まで:10万円の現金給付、②令和4年10月申請分以降:5万円の現金給付)          申請時点において川崎市に住民登録があり、令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情があると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p> <p><b>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】</b>          各年度1月2日から給付ごとの基準日(※1)までに本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。          各年度1月1日及び給付ごとの基準日(※1)において本市に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。          ※1:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日</p> <p>&lt;中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容&gt;          ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件)          ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)</p>
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満          3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)
[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)								

### システム2～5



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金(転入者)ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第1の101の項</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条</li> <li>・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第2の1の項)(令和3年12月22日付け府政経運第425号デ社第195号個情第1496号)</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">実施する</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-left: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の121の項 【情報提供】 なし
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当
②所属長の役職名	価格高騰支援担当課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金(転入者)ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	令和3年1月2日から基準日(令和3年12月10日)に本市に転入してきた者 令和3年1月1日及び基準日(令和3年12月10日)に本市に住民登録がある住民登録外課税者 令和4年1月2日から令和4年6月1日に本市に転入してきた者 令和4年1月1日及び令和4年6月1日に本市に住民登録がある住民登録外課税者 令和5年1月2日から令和5年6月1日に本市に転入してきた者 令和5年1月1日及び令和5年6月1日に本市に住民登録がある住民登録外課税者
その必要性	当該給付の対象者は、給付ごとの基準日(※1)において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度(※2)分の住民税均等割が非課税である世帯であるが、住民税の賦課期日が1月1日のため、各年度1月1日時点で他市町村に住民登録をされていた者については、転入元の市区町村へ課税情報を確認する必要がある。また、各年度1月1日時点で本市に住民登録がありながら、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者について、課税市町村に課税情報を確認する必要がある。 ※1:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日 ※2:①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度、④令和5年度
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号) 他機関の情報照会を行うために必要となる。</li> </ul> <p>【連絡先等情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4情報 情報照会により住民税非課税世帯と判明した場合、確認書等を郵送で送付するために必要となる。</li> <li>・その他の住民票関係情報 各年度1月2日から給付ごとの基準日(※1)までの転入者であることの確認及び市民税情報の照会先機関を確定するために必要となる。 ※1:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日</li> </ul> <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報 本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定するにあたり所得の状況を把握する必要がある。</li> </ul>

全ての記録項目

別添1を参照。



⑤保有開始日	令和4年2月		
⑥事務担当部署	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当		
<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>			
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各地方自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )		
③使用目的 ※	番号法第9条第1項 別表第1 第101の項の規定による住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る業務を行うため。		
④使用の主体	使用部署	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 健康福祉局総務部保健福祉システム課 総務企画局情報化施策推進室	
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法	住民票関係情報、地方税関係情報をもとに、当該給付の対象者である住民税非課税世帯かを判定し、確認書等を送付する。 送付された申請書について、適宜、住民票関係情報、地方税関係情報をもとに審査する。		
	情報の突合	・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、個人番号対応符号と団体内統合宛名で突合する。 ・世帯情報等と所得情報(地方税関係情報)を突合することにより給付の支給要否等を決定する。	
⑥使用開始日	令和4年2月7日		
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>			
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 件		
<b>委託事項1</b>			
①委託内容			
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- 1 価格高騰支援給付金担当事務室における措置
  - ・紙媒体で保有する特定個人情報について使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納する。
  - ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。
- 2 システム連携基盤における措置
  - システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。
- 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置
  - ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
  - ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【連絡先等情報】

- ・氏名                    ・生年月日                    ・性別                    ・住所
- ・宛名コード            ・住民区分                    ・世帯主氏名            ・続柄
- ・消除年月日            ・市民となった年月日        ・転入前住所
- ・外国人国籍            ・外国人通称名                ・外国人在留期間        ・外国人住民となった日

【業務関係情報】

・地方税関係情報

管理番号 8-107の事務手続: 個人住民税に係る課税年度、総所得金額等(令和4年6月のデータ標準レイアウト改版まで)、合計所得金額、扶養控除情報(一般、特定、老人)、16歳未満扶養者数、市町村民税\_\_住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税\_\_住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】、市町村民税\_\_寄附金税額控除額、市町村民税\_\_寄附金税額控除額【税源移譲前】、市町村民税所得割額、市町村民税均等割額、住民登録外課税の有無、住民登録外課税者の課税地市区町村コード

管理番号101-3の事務手続 : 課税年度、扶養控除対象、市町村民税均等割額

管理番号101-110の事務手続: 課税年度、市町村民税均等割額、住民登録外課税の有無

管理番号101-111の事務手続: 課税年度、市町村民税均等割額、住民登録外課税者の課税地市区町村コード







6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システム連携基盤における措置&gt;</p> <p>①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(*2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(*3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	(Content is redacted)
--------------	-----------------------

リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---



情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<システム連携基盤における措置>  
 ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。  
 ②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。  
 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>  
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

<中間サーバーの運用における措置>  
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【内部監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。</li> <li>・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</li> </ul> <p>【外部監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。</li> <li>・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437
②対応方法	—

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年1月17日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容)	<p>【事務全体の概要】</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付け府政経連第423号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。</p> <p>(給付の対象となる世帯)</p> <p>1 住民税非課税世帯</p> <p>基準日(令和3年12月10日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。</p> <p>2 家計急変世帯</p> <p>申請時点において川崎市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を支給するには申請が必要。</p> <p>※1、2ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】</p> <p>令和3年1月2日から基準日までに本市に転入</p>	<p>【事務全体の概要】</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付け府政経連第423号)及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付け府政経連第280号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。</p> <p>(給付の対象となる世帯)</p> <p>1 住民税非課税世帯</p> <p>基準日(令和3年12月10日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。又は令和4年6月1日において本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。</p> <p>2 家計急変世帯</p> <p>申請時点において川崎市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を支給するには申請が必要。</p> <p>※1、2ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】</p> <p>令和3年1月2日から基準日 又は令和4年1月</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	<p>・番号法第9条第1項 別表第1の100の項</p> <p>・省略</p> <p>・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表第1の101の項</p> <p>・省略</p> <p>・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第2の1の項)(令和3年12月22日付け府政経連第425号)第195号個情第1496号)</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲)	<p>令和3年1月2日から基準日(令和3年12月10日)に本市に転入してきた者</p> <p>令和3年1月1日及び基準日(令和3年12月10日)に本市に住民登録がある住民登録外課税者</p>	<p>令和3年1月2日から基準日(令和3年12月10日)に本市に転入してきた者</p> <p>令和3年1月1日及び基準日(令和3年12月10日)に本市に住民登録がある住民登録外課税者</p> <p>令和4年1月2日から令和4年6月1日に本市に転入してきた者</p> <p>令和4年1月1日及び令和4年6月1日に本市に住民登録がある住民登録外課税者</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性)	<p>当該給付の対象者は、基準日(令和3年12月10日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯であるが、住民税の賦課期日が1月1日のため、令和3年1月1日時点で他市町村に住民登録をされていた者については、転入元の市区町村へ課税情報を確認する必要がある。また、令和3年1月1日時点で本市に住民登録がありながら、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者について、課税市町村に課税情報を確認する必要がある。</p>	<p>当該給付の対象者は、基準日(令和3年12月10日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、又は令和4年6月1日において本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯であるが、住民税の賦課期日が1月1日のため、令和3年1月1日時点、又は令和4年1月1日時点で他市町村に住民登録をされていた者については、転入元の市区町村へ課税情報を確認する必要がある。また、令和3年1月1日時点、又は令和4年1月1日時点で本市に住民登録がありながら、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者について、課税市町村に課税情報を確認する必要がある。</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性)	<p>【識別情報】</p> <p>・省略</p> <p>【連絡先等情報】</p> <p>・省略</p> <p>・その他住民票関係情報</p> <p>令和3年1月2日から基準日までの転入者であることの確認及び市民税情報の照会先機関を確定するために必要となる。</p> <p>【業務関係情報】</p> <p>・省略</p>	<p>【識別情報】</p> <p>・省略</p> <p>【連絡先等情報】</p> <p>・省略</p> <p>・その他住民票関係情報</p> <p>令和3年1月2日から基準日、又は令和4年1月2日から令和4年6月1日までの転入者であることの確認及び市民税情報の照会先機関を確定するために必要となる。</p> <p>【業務関係情報】</p> <p>・省略</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的)	<p>番号法第9条第1項 別表第1 第100の項の規定による住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る業務を行うため。</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第1 第101の項の規定による住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る業務を行うため。</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署)	<p>健康福祉局総務部臨時特別給付金担当</p> <p>財政局税務部市民税管理課</p> <p>各区役所区民課</p>	<p>健康福祉局総務部臨時特別給付金担当</p> <p>健康福祉局総務部保健福祉システム課</p> <p>総務企画局情報化施策推進室</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和5年1月25日	I 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容)	<p>【事務全体の概要】 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付け府政経連第423号)及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付け府政経連第280号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。 (給付の対象となる世帯) 1 住民税非課税世帯 基準日(令和3年12月10日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、又は令和4年6月1日において本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。 2 家計急変世帯 申請時点において川崎市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。 ※1、2ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く</p>	<p>【事務全体の概要】 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付け府政経連第423号)及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付け府政経連第280号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金) 様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。 (給付の対象となる世帯) 1 住民税非課税世帯(※1) 給付ごとの基準日(※2)において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度(※3)分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。 ※1:①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付 ※2:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日 ※3:①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度。 2 家計急変世帯(①令和4年9月申請分まで:10万円の現金給付、②令和4年10月申請分以降:5万円の現金給付) 申請時点において川崎市に住民登録があり、令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	I 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容)	<p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 令和3年1月2日から基準日、又は令和4年1月2日から令和4年6月1日までに本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。 令和3年1月1日及び基準日、又は令和4年1月1日及び令和4年6月1日において本市に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p>	<p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 各年度1月2日から給付ごとの基準日(※1)までに本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。 各年度1月1日及び給付ごとの基準日(※1)において本市に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。 ※1:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性)	<p>当該給付の対象者は、基準日(令和3年12月10日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、又は令和4年6月1日において本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯であるが、住民税の賦課期日が1月1日のため、令和3年1月1日時点、又は令和4年1月1日時点で他市町村に住民登録をされていた者については、転入元の市区町村へ課税情報を確認する必要がある。また、令和3年1月1日時点、又は令和4年1月1日時点で本市に住民登録がありながら、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者について、課税市町村に課税情報を確認する必要がある。</p>	<p>当該給付の対象者は、給付ごとの基準日(※1)において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度(※2)分の住民税均等割が非課税である世帯であるが、住民税の賦課期日が1月1日のため、各年度1月1日時点で他市町村に住民登録をされていた者については、転入元の市区町村へ課税情報を確認する必要がある。また、各年度1月1日時点で本市に住民登録がありながら、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者について、課税市町村に課税情報を確認する必要がある。 ※1:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日 ※2:①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ①部)	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更当たらない
令和5年1月25日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	臨時特別給付金担当課長	臨時特別・緊急支援給付金担当課長	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更当たらない
令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性)	<p>【連絡先等情報】 ・4情報 情報照会により住民税非課税世帯と判明した場合、確認書を郵送で送付するために必要となる。 ・その他の住民票関係情報 令和3年1月2日から基準日、又は令和4年1月2日から令和4年6月1日までの転入者であることの確認及び市民税情報の照会先機関を確定するために必要となる。</p>	<p>【連絡先等情報】 ・4情報 情報照会により住民税非課税世帯と判明した場合、確認書を郵送で送付するために必要となる。 ・その他の住民票関係情報 各年度1月2日から給付ごとの基準日(※1)までの転入者であることの確認及び市民税情報の照会先機関を確定するために必要となる。 ※1:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ⑥事務担当部署)	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更当たらない
令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署)	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 健康福祉局総務部保健福祉システム課 総務企画局情報化施策推進室	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当 健康福祉局総務部保健福祉システム課 総務企画局情報化施策推進室	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更当たらない

<p>令和5年1月25日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去)</p>	<p>1 臨時特別給付金担当事務室における措置          ・紙媒体で保有する特定個人情報について使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納する。          ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p>	<p>1 臨時特別・緊急支援給付金担当事務室における措置          ・紙媒体で保有する特定個人情報について使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納する。          ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p>	<p>事後</p>	<p>組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない</p>
------------------	--	---	--	-----------	--

令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	【業務関係情報】 ・地方税関係情報 管理番号 8-107の事務手続 個人住民税に係る課税年度、総所得金額等(令和4年6月のデータ標準レイアウト改版まで)、合計所得金額、扶養控除情報(一般、特定、老人)、16歳未満扶養者数、市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】、市町村民税 寄附金税額控除額、市町村民税 寄附金税額控除額【税源移譲前】、市町村民税 所得割額、市町村民税均等割額、住民登録外課税の有無、住民登録外課税者の課税地市区町村コード	【業務関係情報】 ・地方税関係情報 管理番号 8-107の事務手続:個人住民税に係る課税年度、総所得金額等(令和4年6月のデータ標準レイアウト改版まで)、合計所得金額、扶養控除情報(一般、特定、老人)、16歳未満扶養者数、市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】、市町村民税 寄附金税額控除額、市町村民税 寄附金税額控除額【税源移譲前】、市町村民税 所得割額、市町村民税均等割額、住民登録外課税の有無、住民登録外課税者の課税地市区町村コード 管理番号101-3の事務手続:課税年度、扶養控除対象、市町村民税均等割額 管理番号101-110の事務手続:課税年度、市町村民税均等割額、住民登録外課税の有無 管理番号101-111の事務手続:課税年度、市町村民税均等割額、住民登録外課税者の課税地市区町村コード	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	IV 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	・健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和5年1月25日	IV 開示請求、問合せ(2. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ ①連絡先)	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	I 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容)	【事務主体の概要】 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付け府政経連第423号)及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付け府政経連第280号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。  (住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金) 様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。 (給付の対象となる世帯) 1 住民税非課税世帯(※1) 給付ごとの基準日(※2)において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度(※3)分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象とならうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。 ※1: ①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付 ※2: ①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日 ※3: ①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度。 2 家計急変世帯(①令和4年9月申請分まで: 10万円の現金給付、②令和4年10月申請分以降: 5万円の現金給付) 申請時点において川崎市に住民登録があり、令和3年1月以降、又は令和4年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。	【事務主体の概要】 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付け府政経連第423号)及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付け府政経連第280号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。 令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱(令和5年6月20日付け5川健底第471号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金を支給する。  (住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金) 様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。 (給付の対象となる世帯) 1 住民税非課税世帯(※1) 給付ごとの基準日(※2)において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度(※3)分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象とならうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く(※1④を除く)。 ※1: ①10万円の現金給付、②10万円の現金給付、③5万円の現金給付、④3万円の現金給付 ※2: ①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日 ※3: ①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度、④令和5年度 2 家計急変世帯(①令和4年9月申請分まで: 10万円の現金給付、②令和4年10月申請分以降: 5万円の現金給付) 申請時点において川崎市に住民登録があ	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	臨時特別・緊急支援給付金担当課長	価格高騰支援給付金担当課長	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲)	令和3年1月2日から基準日(令和3年12月10日)に本市に転入してきた者 令和3年1月1日及び基準日(令和3年12月10日)に本市に住民登録がある住民登録外課税者 令和4年1月2日から令和4年6月1日に本市に転入してきた者 令和4年1月1日及び令和4年6月1日に本市に住民登録がある住民登録外課税者	令和3年1月2日から基準日(令和3年12月10日)に本市に転入してきた者 令和3年1月1日及び基準日(令和3年12月10日)に本市に住民登録がある住民登録外課税者 令和4年1月2日から令和4年6月1日に本市に転入してきた者 令和4年1月1日及び令和4年6月1日に本市に住民登録がある住民登録外課税者 令和5年1月2日から令和5年6月1日に本市に転入してきた者 令和5年1月1日及び令和5年6月1日に本市に住民登録がある住民登録外課税者	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性)	当該給付の対象者は、給付ごと基準日(※1)において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度(※2)分の住民税均等割が非課税である世帯であるが、住民税の賦課期日が1月1日のため、各年度1月1日時点で他市町村に住民登録をされていた者については、転入元の市区町村へ課税情報を確認する必要がある。また、各年度1月1日時点で本市に住民登録がありながら、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者について、課税市町村に課税情報を確認する必要がある。 ※1:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日 ※2:①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度	当該給付の対象者は、給付ごとの基準日(※1)において本市に住民登録があり、世帯全員の対象年度(※2)分の住民税均等割が非課税である世帯であるが、住民税の賦課期日が1月1日のため、各年度1月1日時点で他市町村に住民登録をされていた者については、転入元の市区町村へ課税情報を確認する必要がある。また、各年度1月1日時点で本市に住民登録がありながら、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者について、課税市町村に課税情報を確認する必要がある。 ※1:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日、③令和4年9月30日、④令和5年6月1日 ※2:①令和3年度、②令和4年度、③令和4年度、④令和5年度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性)	【連絡先等情報】 ・4情報 情報照会により住民税非課税世帯と判明した場合、確認書を郵送で送付するために必要となる。 ・その他の住民票関係情報 各年度1月2日から給付ごとの基準日(※1)までの転入者であることの確認及び市民税情報の照会先機関を確定するために必要となる。 ※1:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日	【連絡先等情報】 ・4情報 情報照会により住民税非課税世帯と判明した場合、確認書を郵送で送付するために必要となる。 ・その他の住民票関係情報 各年度1月2日から給付ごとの基準日(※1)までの転入者であることの確認及び市民税情報の照会先機関を確定するために必要となる。 ※1:①令和3年12月10日、②令和4年6月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ⑥事務担当部署)	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署)	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当 健康福祉局総務部保健福祉システム課 総務企画局情報化施策推進室	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 健康福祉局総務部保健福祉システム課 総務企画局情報化施策推進室	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法)	住民票関係情報、地方税関係情報をもとに、当該給付の対象者である住民税非課税世帯かを判定し、確認書を送付する。 送付された申請書について、適宜、住民票関係情報、地方税関係情報をもとに審査する。	住民票関係情報、地方税関係情報をもとに、当該給付の対象者である住民税非課税世帯かを判定し、確認書を送付する。 送付された申請書について、適宜、住民票関係情報、地方税関係情報をもとに審査する。		
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去)	1 臨時特別・緊急支援給付金担当事務室における措置 ・紙媒体で保有する特定個人情報について使用後は定められた場所へ施錠管理を行って格納する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	1 価格高騰支援給付金担当事務室における措置 ・紙媒体で保有する特定個人情報について使用後は定められた場所へ施錠管理を行って格納する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	III リスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容)	・別紙(個人情報に関する重大事故について)参照		事前	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容)	・別紙(個人情報に関する重大事故について)参照		事前	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IV 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	・健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	IV 開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②請求方法)	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	IV 開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先)	健康福祉局総務部臨時特別・緊急支援給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437	健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437	事後	組織名称変更に伴う形式的な変更であるため重要な変更にあたらない